

○ 積算基準の構造物撤去歩掛について

● 再利用する場合の撤去について

構造物の撤去歩掛は「設置の50%とする」こととなっているが、これは「再  
使用が可能である構造物を形あるまま取外す」場合に適用するものとする。

従って、取り外された構造物は再使用するため設置されるか、或いは、発注  
者の指定する場所に輸送し保管される場合に限る。

● 処分する場合の撤去について

(1) バックホウで構造物を動かすことが出来ない場合

構造物とりこわし工

(2) バックホウで構造物を動かすことが出来る場合

バックホウ掘削積込（地山）

を適用するものとする。

○ 畦畔ブロック布設歩掛

H15. 7. 15  
 改 H17. 7. 15  
 改 H18. 7. 15  
 改 R4. 8.15

畦畔ブロックの人力布設に適用する。

（100mあたり）

畦畔ブロック区分					接合費率 (%)	普通作業員 (人)
規格	高さ cm	長さ cm	重量 kg	個数		
450 型	45	100	66	99.0	2.5	13.5
500 型	50	100	73	99.0	2.5	13.7
600 型	60	60	60	163.9	4.0	15.3

- （注） 1. 接合費は畦畔ブロック材料費に対する割合である。  
 2. 布設歩掛には、土工（掘削、埋戻し）を含む。  
 3. 布設に伴う材料の移動手間含む。

○ 境界杭建込み歩掛

[H15. 7. 15]

[H20. 7. 15 一部修正]

[H30. 7. 15 一部修正]

コンクリート境界杭の設置に適用する。

(10本あたり)

境界杭の規格	世話役	普通作業員 (根固め無し)	普通作業員 (根固め有り)	コンクリート (根固め有り)
10cm×10cm× 100cm	0. 3 9	1. 0 2	別途計上	別途計上

- (注) 1. 本施工単価は富山県規格の杭の設置に適用する。
2. コンクリート杭を建込む歩掛であり、床掘、境界杭建込み、埋戻し、及び材料の移動手間を含む。
3. 杭の設置位置決定のための簡易な測量を含む。
4. 設置場所の土質が岩の場合には適用できない。
5. 根固めを行う場合は別途考慮する。

建 技 第 4 9 0 号  
平成 2 9 年 3 月 2 2 日

部内各所属長 殿

建設技術企画課長

伐開、除根の積算の一部改定について

このことについて、平成 1 8 年 2 月 2 2 日付け企用第 6 2 号「伐開、除根の積算について」で通知していますが、木根の運搬費の積算方法の一部改定とあわせ、木くず及び伐採木の運搬費の積算方法を新規追加したので通知します。

記

- 1 準備作業に伴う伐開、除根の費用は以下のとおり積算することを標準とする。
  - (1) 集積、積込作業は共通仮設費(準備費)の率に含まれており、運搬費、処分費を準備費の中で積み上げ計上する。
  - (2) 運搬費の積算方法は別紙のとおりとする。
  
- 2 適用年月日  
平成 2 9 年 4 月 1 日以降に作成する設計書から適用する。

(事務担当：技術指導係)

(別紙)

## 木くず、伐採木、木根運搬

### 1 適用範囲

準備作業に伴う、伐開、除根作業に伴い発生する木くず、伐採木及び木根を工事現場外に搬出する運搬作業に適用する。

### 2 使用機械

使用する機械の機種・規格は、次表を標準とする。

表1 機種の設定

機 械 名	規 格
ダンプトラック	10 t 積

### 3 運搬日数

木くず、伐採木及び木根の運搬日数(日/100t)は、従来より運用してきた木根の運搬日数の考え方により、土工のダンプトラック運搬(積込機種 バックホウ山積 0.8m<sup>3</sup>)の運搬日数(日/100m<sup>3</sup>)に、次表の換算係数( $\alpha 1 \sim \alpha 3$ )を乗じて、木くず、伐採木及び木根 100 t 当たり日数に換算し、積算することを標準とする。

表2 換算係数 ( $\alpha 1 \sim \alpha 3$ )

木くず	$\alpha 1$	1.7 (m <sup>3</sup> /t)
伐採木	$\alpha 2$	1.6 (m <sup>3</sup> /t)
木根	$\alpha 3$	1.2 (m <sup>3</sup> /t)

### ダンプトラック運搬 100 t 当たり単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
ダンプトラック運搬	10 t 積	日		土工運搬日数 × ( $\alpha 1 \sim \alpha 3$ )
諸 雑 費		式	1	
計				

(参考)

木くず、伐採木及び木根 100 t 当たり運搬日数を算出するにあたり、ダンプトラック運搬（土砂）の 100m<sup>3</sup> 当たり運搬日数（日/100m<sup>3</sup>）に、以下の手順で計算した換算係数（α<sub>1</sub>～α<sub>3</sub>）を用いて、木くず、伐採木及び木根の運搬に換算することとした。

$$\begin{aligned} & \text{○木くず、伐採木及び木根の運搬日数（日/100 t）} \\ & = \text{土工の運搬日数（日/100m}^3\text{）} \times (\alpha_1 \sim \alpha_3) (\text{m}^3 / \text{t}) \end{aligned}$$

(計算手順)

### 1 与条件

#### ①ダンプトラック（10 t）1 台当たりの標準積載量（重量）

$$\text{木くずの標準積載量（重量）} = 3.3 \text{ t}$$

$$\text{伐採木の標準積載量（重量）} = 3.4 \text{ t}$$

$$\text{木根の標準積載量（重量）} = 4.4 \text{ t}$$

$$\text{土砂の標準積載量（重量）} = 10.0 \text{ t}$$

#### ②単位体積重量

$$\text{木くず、伐採木及び木根の単位体積重量} = 0.5 \text{ t} / \text{m}^3$$

$$\text{土砂の単位体積重量} = 1.8 \text{ t} / \text{m}^3$$

### 2 ダンプトラック 1 台当たりの標準積載量（体積）

$$\text{木くずの標準積載量（体積）} = 3.3 / 0.5 = 6.6 \text{ m}^3$$

$$\text{伐採木の標準積載量（体積）} = 3.4 / 0.5 = 6.8 \text{ m}^3$$

$$\text{木根の標準積載量（体積）} = 4.4 / 0.5 = 8.8 \text{ m}^3$$

$$\text{土砂の標準積載量（体積）} = 10.0 / 1.8 = 5.6 \text{ m}^3$$

### 3 換算係数 α の計算

$$\text{換算係数 } \alpha_1 (\text{m}^3 / \text{t}) = \frac{5.6}{6.6} \times \frac{1}{0.5} = 1.7$$

$$\text{換算係数 } \alpha_2 (\text{m}^3 / \text{t}) = \frac{5.6}{6.8} \times \frac{1}{0.5} = 1.6$$

$$\text{換算係数 } \alpha_3 (\text{m}^3 / \text{t}) = \frac{5.6}{8.8} \times \frac{1}{0.5} = 1.2$$

$$\text{換算係数 } \alpha_1 \sim \alpha_3 = \frac{\text{土砂の 1 台当たり積載量 (m}^3\text{)}}{\text{木くず、伐採木及び木根の 1 台当たり積載量 (m}^3\text{)}} \times \text{係数の t ベース化}$$

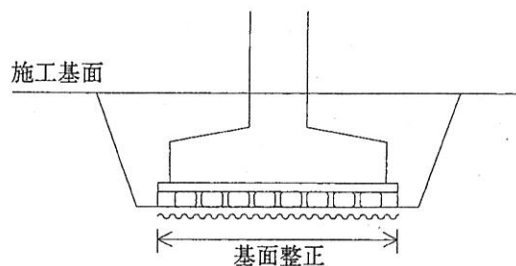
(2) 基面整正

基面整正（床付面の整正作業）が必要な場合は、次表を標準とする。

表3.9 基面整正労務 (100 m<sup>2</sup>当り)

名 称	単 位	数 量	摘 要
普 通 作 業 員	人	2.0	

図3-1 基面整正の計上部分



3-5 ダンプトラックの運搬作業

(1) ダンプトラック（10 t 積級）による土砂 100 m<sup>3</sup>当りの運搬日数は、表3.10～3.14による。

表3.10 ダンプトラック運搬日数(土砂) (100 m<sup>3</sup>当り)

積込機種・規格	バックホウ 排出ガス対策型（第2次基準値）クローラ型山積 0.8 m <sup>3</sup> （平積 0.6 m <sup>3</sup> ）							
運搬機種・規格	ダンプトラック 10 t 積級							
D I D 区間：無し								
運搬距離 (km)	0.3 以下	0.5 以下	1.0 以下	1.5 以下	2.0 以下	3.0 以下	4.0 以下	5.5 以下
運搬日数 (日)	0.65	0.75	0.85	0.95	1.1	1.3	1.5	1.8
運搬距離 (km)	6.5 以下	7.5 以下	9.5 以下	11.5 以下	15.5 以下	22.5 以下	49.5 以下	60.0 以下
運搬日数 (日)	2.1	2.4	2.7	3.1	3.8	4.7	6.3	9.4
D I D 区間：有り								
運搬距離 (km)	0.3 以下	0.5 以下	1.0 以下	1.5 以下	2.0 以下	3.0 以下	3.5 以下	5.0 以下
運搬日数 (日)	0.65	0.75	0.85	0.95	1.1	1.3	1.5	1.8
運搬距離 (km)	6.0 以下	7.0 以下	8.5 以下	11.0 以下	14.0 以下	19.5 以下	31.5 以下	60.0 以下
運搬日数 (日)	2.1	2.4	2.7	3.1	3.8	4.7	6.3	9.4

表3.11 ダンプトラック運搬日数(土砂)

(100 m<sup>3</sup>当り)

積込機種・規格	バックホウ 排出ガス対策型(第1次基準値) クローラ型山積 1.4 m <sup>3</sup> (平積 1.0 m <sup>3</sup> )							
運搬機種・規格	ダンプトラック 10 t 積級							
D I D区間:無し								
運搬距離 (km)	0.3 以下	0.5 以下	1.0 以下	1.5 以下	2.0 以下	2.5 以下	3.0 以下	3.5 以下
運搬日数 (日)	0.50	0.60	0.70	0.80	0.90	1.0	1.2	1.3
運搬距離 (km)	4.5 以下	6.0 以下	7.0 以下	8.5 以下	10.0 以下	12.5 以下	16.5 以下	23.5 以下
運搬日数 (日)	1.5	1.8	2.1	2.4	2.7	3.1	3.8	4.7
運搬距離 (km)	51.5 以下	60.0 以下						
運搬日数 (日)	6.3	9.4						
D I D区間:有り								
運搬距離 (km)	0.3 以下	0.5 以下	1.0 以下	1.5 以下	2.0 以下	2.5 以下	3.0 以下	3.5 以下
運搬日数 (日)	0.50	0.60	0.70	0.80	0.90	1.0	1.2	1.3
運搬距離 (km)	4.5 以下	5.5 以下	6.5 以下	8.0 以下	9.5 以下	11.5 以下	15.0 以下	20.5 以下
運搬日数 (日)	1.5	1.8	2.1	2.4	2.7	3.1	3.8	4.7
運搬距離 (km)	33.0 以下	60.0 以下						
運搬日数 (日)	6.3	9.4						

表3.12 ダンプトラック運搬日数(土砂)

(100 m<sup>3</sup>当り)

積込機種・規格	バックホウ 排出ガス対策型(第1次基準値) クローラ型山積 0.45 m <sup>3</sup> (平積 0.35 m <sup>3</sup> )							
運搬機種・規格	ダンプトラック 10 t 積級							
D I D区間:無し								
運搬距離 (km)	0.5 以下	1.0 以下	2.0 以下	2.5 以下	3.5 以下	4.5 以下	6.0 以下	7.5 以下
運搬日数 (日)	1.1	1.2	1.4	1.6	1.8	2.1	2.4	2.7
運搬距離 (km)	10.0 以下	13.5 以下	19.5 以下	39.0 以下	60.0 以下			
運搬日数 (日)	3.1	3.8	4.7	6.3	9.4			
D I D区間:有り								
運搬距離 (km)	0.5 以下	1.0 以下	1.5 以下	2.0 以下	3.0 以下	4.0 以下	5.5 以下	7.0 以下
運搬日数 (日)	1.1	1.2	1.4	1.6	1.8	2.1	2.4	2.7
運搬距離 (km)	9.0 以下	12.0 以下	17.5 以下	28.5 以下	60.0 以下			
運搬日数 (日)	3.1	3.8	4.7	6.3	9.4			

表3.13 ダンプトラック運搬日数(土砂)

(100 m<sup>3</sup>当り)

積込機種・規格	クラムシェル テレスコピック式クローラ型平積 0.4 m <sup>3</sup>									
運搬機種・規格	ダンプトラック 10 t 積級									
D I D区間:無し										
運搬距離 (km)	0.5 以下	2.0 以下	2.5 以下	4.0 以下	5.5 以下	7.5 以下	10.5 以下	16.0 以下	30.0 以下	60.0 以下
運搬日数 (日)	1.5	1.8	2.1	2.4	2.7	3.1	3.8	4.7	6.3	9.4
D I D区間:有り										
運搬距離 (km)	0.5 以下	2.0 以下	2.5 以下	3.5 以下	5.0 以下	7.0 以下	10.0 以下	14.5 以下	24.5 以下	60.0 以下
運搬日数 (日)	1.5	1.8	2.1	2.4	2.7	3.1	3.8	4.7	6.3	9.4



表3.14 ダンプトラック運搬日数(土砂)

(100 m<sup>3</sup>当り)

積込機種・規格	クラムシェル 油圧ロープ式クローラ型平積 0.8 m <sup>3</sup>									
運搬機種・規格	ダンプトラック 10 t 積積									
D I D 区間：無し										
運搬距離 (km)	0.5以下	2.0以下	2.5以下	4.0以下	5.5以下	7.5以下	10.5以下	16.0以下	30.0以下	60.0以下
運搬日数 (日)	1.5	1.8	2.1	2.4	2.7	3.1	3.8	4.7	6.3	9.4
D I D 区間：有り										
運搬距離 (km)	0.5以下	2.0以下	2.5以下	3.5以下	5.0以下	7.0以下	10.0以下	14.5以下	24.5以下	60.0以下
運搬日数 (日)	1.5	1.8	2.1	2.4	2.7	3.1	3.8	4.7	6.3	9.4

(注) 1. 表3.10～3.14は地山100 m<sup>3</sup>の土量を運搬する日数である。

2. 運搬距離は片道であり、往路と復路が異なるときは平均値とする。

3. 自動車専用道路を利用する場合には、別途考慮する。

4. D I D (人口集中地区)は、総務省統計局の国勢調査報告書資料添付の人口集中地区境界図によるものとする。

5. 運搬距離が60 kmを超える場合は、別途考慮する。

(2) 100 m<sup>3</sup>当り運搬日数(軟岩・硬岩)

軟岩及び硬岩の100 m<sup>3</sup>当りの運搬日数は、次式による。

$$100 \text{ m}^3 \text{ 当り 運搬日数} = \text{土砂の } 100 \text{ m}^3 \text{ 当り 運搬日数} \times (1 + K)$$

K：補正係数

表3.15 補正係数(K)

土質	軟岩	硬岩
補正係数	+0.22	+0.37

部内各所属長 殿

建設技術企画課長

非破壊試験による配筋状態及びかぶり測定を用いた品質管理について（通知）

このことについて、『「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領（案）」（平成 24 年 3 月 富山県土木部）』により実施しているところですが、このたび『「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」（国土交通省）』（以下、「要領」という）に準拠することとしましたので、下記に留意の上、非破壊試験を用いたコンクリート構造物の品質管理（以下「本手法」という。）を実施されたい。

なお、「非破壊試験による配筋状態及びかぶり測定を用いた品質管理について（通知）」（平成 24 年 3 月 2 日付け建技 71 号、検第 3 号）は廃止する。

記

**第 1 対象構造物の範囲**

対象構造物は、新設のコンクリート構造物のうち、橋梁上部・橋梁下部及び内空断面 25 m<sup>2</sup>以上のボックスカルバートとする。（工場製作のプレキャスト製品については、全ての工種において対象外）

**第 2 適用**

平成 30 年 4 月 1 日以降に作成する設計書から適用することとする。

なお、既に作成された設計書についても、受発注者協議のうえ、適用できるものとする。

**第 3 発注者及び受注者が実施すべき事項**

本手法は、要領に基づき実施するものとする。

その際、発注者及び受注者が実施すべき事項は以下のとおりとする。

**1. 受注者による施工管理**

受注者は、要領に基づき、日常の施工管理を実施する。

また、測定方法や測定箇所等については、施工計画書に記載して提出するとともに、測定結果については、測定結果報告書を作成し、測定後随時提出する。（「要領 3.4 測定に関する資料の提出等」参照）

## 2. 監督員による立会

監督員は、受注者が行う非破壊試験に対し、1工事につき1回以上立会するとともに、任意の位置を選定(1箇所以上)し、施工者に非破壊試験を実施させ、測定結果報告書を確認する。

## 3. 検査員による検査

検査員は、完成検査時に全ての測定結果報告書を確認する。(中間検査時は、出来る限りの測定結果の提示を受けることとする。)

完成検査・中間検査において、非破壊試験の現地検査は実施しない。

## 第4 試験に要する費用

試験に要する費用は、共通仮設費率に含まれるため計上しないものとする。

## 第5 特記仕様書による明示

対象構造物を施工する工事については、特記仕様書に以下のとおり明示することとする。

### (明示例)

#### 第〇〇条 非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶりの測定について

- 1 本工事は、非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶりの測定対象工事である。
- 2 非破壊試験を用いたコンクリート構造物の品質管理は、『「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」(平成24年3月 国土交通省)』(以下、「要領」という。)に従い、行うものとする。
- 3 受注者は、要領に基づき、日常の施工管理を実施するものとする。  
測定方法や測定箇所等については、施工計画書に記載して提出するとともに、測定結果については、測定結果報告書を作成し、測定後随時提出する。
- 4 受注者は、非破壊試験を行う場合には、1工事につき1回以上監督員の立会を受けるとともに、監督員が選定(1箇所以上)した任意の位置で非破壊試験を実施し、測定結果報告書の確認を受けるものとする。
- 5 受注者は、完成検査時に、検査員に全ての測定結果報告書の確認を受けるものとする。  
中間検査時は、出来る限りの測定結果報告書を検査員に提示するものとする。  
なお、検査員による非破壊試験の現地検査は不要とする。

## 第6 その他

発注者及び受注者は、本手法の趣旨及び非破壊試験の実施手法を十分に理解しつつ、本手法の円滑な実施に努めるものとする。

事務担当  
建設技術企画課技術指導係